

# 南橘防災会会則

(名称)

第1条 この会は、南橘防災会（以下本会という）と称し、南橘町内会の内部組織である。

(目的)

第2条 本会は、住民の相互支えあいの精神に則り、自主的な防災活動を行い、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 1) 防災に関する知識の普及に関すること。  
2) 地震等に対する災害予防に関すること。  
3) 地震等の発生時に災害対策本部を立ち上げ情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。  
4) 防災訓練の実施に関すること。  
5) 防災資材等の備蓄に関すること。  
6) その他目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条 南橘町内会にある世帯をもって構成する。

(構成)

第5条 本会に次の役員、防災幹事、ならびに補佐を置く。

- 1) 防災会会長 1名（南橘町内会会長とする）
- 2) 防災会副会長 2名以内（南橘町内会副会長とする）
- 3) 防災会リーダー 1名（南橘町内会防災部長とする）
- 4) 防災会副リーダー 2名（南橘町内会防災副部長とする）
- 5) 防災幹事（町内会役員、組長、民生委員、自薦及び南橘町内会役員から推薦を受けたもの）
- 6) 補佐（お助け隊、町内会当番、前年度組長）
- 7) 防災プロジェクトチーム（防災計画に基づき活動を効率的に進めるため、必要に応じて編成する）

役員等の任期は1年とする。ただし再任することができる。また、組長及び副組長を退任したもの、当番は組の任期にあわせることができる。

(役員等の任務)

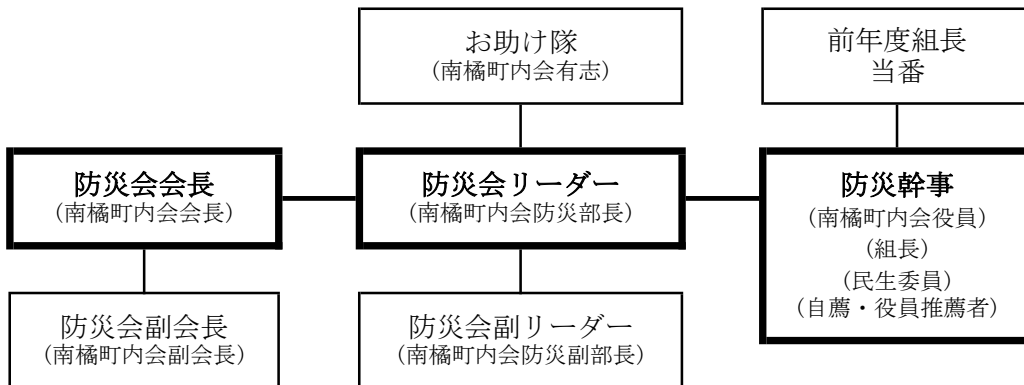
第6条

- 1) 防災会会長は本会を代表し、会務を統括し、災害発生時に災害対策本部を立ち上げ、応急活動の指揮命令を行う。
- 2) 防災会副会長は、防災会会長を補佐し、防災会会長に事故ある時はその職務を行う。
- 3) 防災会リーダーは、防災会会長を代行し、知識や技能の研鑽に努め、防災計画の立案・実施、必要な情報の収集、関係機関との折衝について責任を負う。
- 4) 防災会副リーダーは、防災会リーダーを補佐し、防災会リーダーに事故あるときはその職務を行う。
- 5) 防災幹事は防災会リーダーの指示に基づき、防災活動及び応急活動の指揮にあたる。
- 6) 町内会当番及び前年度組長は防災幹事を補佐し、主に情報収集・伝達にあたる。

(組 織)

第7条 災害発生時は、次のとおり防災組織を編成する。

- 1) 災害対策本部（災害発生時、防災会会長の指揮により立ち上げる応急活動組織）
  - ①安否確認情報収集
  - ②消火活動
  - ③救出救護活動
  - ④避難誘導
  - ⑤給食給水
  - ⑥警備活動
  - ⑦鵜沼中避難施設開設委員（K委員）派遣を状況に応じて編成する。
- 2) お助け隊（南橋町内会員で、自己及び家族を守り、かつ近隣住民への相互助け合いの意志のあるもの）



(防災計画)

第8条 本会は、地震等による被害防止及び軽減を図るために、防災計画を作成する。

- 1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務に関すること。
- 2) 防災知識の普及に関すること。
- 3) 防災訓練の実施に関すること。
- 4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
- 5) その他必要な事項。

(会 議)

第9条 本会会議を偶数月の第2土曜日に開催する。ただし必要に応じて変更できる。  
本会会議の召集メンバーは、役員及び防災幹事とする。

(経 費)

第10条 本会運営に要する経費は、南橋町内会会費をもってこれに充てるものとする。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則 この会の会則は平成15年5月1日より実施する。  
この会の会則は平成30年5月1日より一部改訂。  
この会の会則は令和3年4月4日に一部改訂。